Ｋ１３３－２　後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
　１　頸椎後縦靱帯骨化症手術　78,500点
　２　胸椎後縦靱帯骨化症手術　78,500点
Ｋ１３４　椎間板摘出術
　１　頸椎椎間板前方摘出術　40,180点
　２　胸椎椎間板前方摘出術　40,180点
　３　腰椎椎間板前方摘出術　40,180点
　４　頸椎椎間板後方摘出術　23,520点
　５　胸椎椎間板後方摘出術　23,520点
　６　腰椎椎間板後方摘出術　23,520点
　７　仙椎椎間板後方摘出術　23,520点
　８　腰椎椎間板側方摘出術　28,210点
　９　腰椎椎間板経皮的髄核摘出術　15,310点
　注　４から７までに掲げる手術について、２以上の椎間板の摘出を行う場合には、１椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。
Ｋ１３４－２　椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）
　１　頸椎椎間板前方摘出術　75,600点
　２　胸椎椎間板前方摘出術　75,600点
　３　腰椎椎間板前方摘出術　75,600点
　４　頸椎椎間板後方摘出術　30,390点
　５　胸椎椎間板後方摘出術　30,390点
　６　腰椎椎間板後方摘出術　30,390点
　７　仙椎椎間板後方摘出術　30,390点
　注　４から７までに掲げる手術について、２以上の椎間板の摘出を行う場合には、１椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は２椎間を超えないものとする。
Ｋ１３４－３　頸椎人工椎間板置換術　40,460点
　注　２の椎間板の置換を行う場合には、２椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。
Ｋ１３４－４　椎間板内酵素注入療法　5,350点
Ｋ１３５　脊椎、骨盤腫瘍切除術
　１　頸椎腫瘍切除術　36,620点
　２　胸椎腫瘍切除術　36,620点
　３　腰椎腫瘍切除術　36,620点
　４　仙椎腫瘍切除術　36,620点
　５　骨盤腫瘍切除術　36,620点
Ｋ１３６　脊椎、骨盤悪性腫瘍手術
　１　頸椎悪性腫瘍手術　101,330点
　２　胸椎悪性腫瘍手術　101,330点
　３　腰椎悪性腫瘍手術　101,330点
　４　仙椎悪性腫瘍手術　101,330点
　５　骨盤悪性腫瘍手術　101,330点
Ｋ１３６－２　腫瘍脊椎骨全摘術
　１　頸椎腫瘍脊椎骨全摘術　113,830点
　２　胸椎腫瘍脊椎骨全摘術　113,830点
　３　腰椎腫瘍脊椎骨全摘術　113,830点
　４　仙椎腫瘍脊椎骨全摘術　113,830点
Ｋ１３７　骨盤切断術　48,650点
Ｋ１３８　脊椎披裂手術
　１　神経処置を伴うもの　29,370点
　２　その他のもの　22,780点
Ｋ１３９　脊椎骨切り術
　１　頸椎骨切り術　60,330点
　２　胸椎骨切り術　60,330点
　３　腰椎骨切り術　60,330点
　４　仙椎骨切り術　60,330点
Ｋ１４０　骨盤骨切り術　36,990点
Ｋ１４１　臼蓋形成手術　28,220点
Ｋ１４１－２　寛骨臼移動術　40,040点
Ｋ１４１－３　脊椎制動術　16,810点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１４２　脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）
　１　頸椎前方椎体固定術　41,710点
　２　胸椎前方椎体固定術　41,710点
　３　腰椎前方椎体固定術　41,710点
　４　仙椎前方椎体固定術　41,710点
　５　頸椎後方又は後側方固定術　32,890点
　６　胸椎後方又は後側方固定術　32,890点
　７　腰椎後方又は後側方固定術　32,890点
　８　仙椎後方又は後側方固定術　32,890点
　９　頸椎後方椎体固定術　41,160点
　10　胸椎後方椎体固定術　41,160点
　11　腰椎後方椎体固定術　41,160点
　12　仙椎後方椎体固定術　41,160点
　13　頸椎前方後方同時固定術　74,580点
　14　胸椎前方後方同時固定術　74,580点
　15　腰椎前方後方同時固定術　74,580点
　16　仙椎前方後方同時固定術　74,580点
　17　頸椎椎弓切除術　13,310点
　18　胸椎椎弓切除術　13,310点
　19　腰椎椎弓切除術　13,310点
　20　仙椎椎弓切除術　13,310点
　21　頸椎椎弓形成術　24,260点
　22　胸椎椎弓形成術　24,260点
　23　腰椎椎弓形成術　24,260点
　24　仙椎椎弓形成術　24,260点
　注１　椎間又は椎弓が併せて２以上の場合は、１椎間又は１椎弓を追加するごとに、追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて４を超えないものとする。
　２　５から16までに掲げる手術の所定点数には、注１の規定にかかわらず、当該手術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る17から24までに掲げる手術の所定点数が含まれる。
Ｋ１４２－２　脊椎側彎症手術
　１　脊椎側彎症固定術　55,950点
　２　脊椎側彎症矯正術
　　イ　初回挿入　112,260点
　　ロ　交換術　48,650点
　　ハ　伸展術　20,540点
　注　１及び２のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点